

国分寺市介護老人保健施設すこやか 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用約款

(約款の目的)

第1条 国分寺市介護老人保健施設すこやか（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の親族又は扶養する者（以下「親族等」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が国分寺市介護老人保健施設すこやか通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出した日から効力を有します。但し、親族等に変更があつた場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

② 弁済をする資力を有すること。

2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額12万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、

第1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び親族等は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず7日間以内に支払われない場合
- ④ 当施設検討会にて、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用継続が不適と判断された場合
- ⑤ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑥ 利用者が、1か月以上当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用しなかった場合
- ⑦ 利用者又は親族等が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑧ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑨ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、介護保険報酬改定があった場合など、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書を、毎月10日頃に発行します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を請求書発行月の翌月1日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は別途話し合いの上、双方合意した方法によります。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書に領収印を押印したものを交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。（診療録については、5年間保管します。）

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止)

第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、高齢者虐待防止に関する指針を策定し、その発生を防止するための体制を整備します。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 14 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙 1 >

国分寺市介護老人保健施設すこやか
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）のご案内
（令和 6 年 11 月 1 日現在）

1. 施設の概要

（1）施設の名称等

- ・施設名 国分寺市介護老人保健施設すこやか
- ・開設年月日 平成 12 年 4 月 1 日
- ・所在地 国分寺市泉町 2 丁目 3 番 8 号
- ・電話番号 042-321-3531 ・ファックス番号 042-321-3591
- ・管理者名 小 池 眞
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設（1357080823 号）
- ・休日 日曜日、祝日、12 月 29 日～1 月 3 日
- ・営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
- ・サービス提供時間 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分

（2）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1 日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を 1 日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[国分寺市介護老人保健施設すこやかの運営方針]

- ① 利用者が家庭で毎日を明るく安心して暮らせるよう、医学的管理のもとで医療的サービス、福祉的サービス及び理学療法等日常生活に根ざした機能回復訓練を提供し、その在宅復帰を支援する。
- ② 共に生きていることを喜ぶ家庭的な雰囲気大切に、教育・啓発活動等を通じて家庭及び地域の高齢者ケア意識の向上を支援する。
- ③ 退所後の家庭での生活が快適に維持でき、介護者の負担を軽減し、高齢者が人として尊厳を持って生活できるよう、在宅介護を支援する。
- ④ これらを実践するため、職員の自己研鑽と能力の向上を支援する。
- ⑤ 地域高齢者福祉の中心施設として役割を果たすべく、健全経営と人材の育成に努める。

(3) 通所リハビリテーションの職員体制

	常 勤	非常勤	業務内容
医 師（施設長）	1 名		入所兼務
看護職員	1 名	3 名	
介護職員	4 名	5 名	
理学・作業療法士	5 名	1 名	入所兼務
言語聴覚士		1 名	入所兼務
その他	必要人数		入所兼務

(4) 通所定員 45 名

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ② 食事、入浴、排泄等の看護・介護サービス
- ③ リハビリテーション実施計画に基づく日常生活動作訓練
（身体の状態等を考慮し、機能訓練を実施する）
- ④ 家族介護者への介護指導・相談サービス
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 国分寺市内を中心とした送迎サービス
- ⑦ その他

＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 施設でのご入浴は、主治医の指示・注意事項に従い、ご来所後に体調確認(体温・血圧測定)を行った上でお入りいただきます。また当施設では入浴時標準血圧を上限 170mm Hg としており、これを超えた時にはご入浴を中止していただく場合があります。
- ・ 諸規定の遵守
施設の諸規定を遵守し、職員の指導・指示に従って相互の和に努めてください。
また、身の回りの清潔、整理、整頓その他環境衛生の保持に努めてください。
施設に規律違反や、他の利用者に迷惑をかけたときには、利用を中止していただくことがあります。
- ・ 喫煙
屋外の所定の場所、時間をお願いします（施設内は禁酒・禁煙です）。
- ・ 設備・備品の利用

施設内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により損害が発生したときには、弁償していただくことがあります。

- ・所持品・備品等の持ち込み

施設内での盗難、紛失等の責任は負いかねますのでご了承ください。

4. 非常災害対策

- ・非常時の対応 一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会消防計画による
- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知装置等
- ・防災訓練 年2回行います
- ・防火責任者 総務課長

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して施設生活を送っていただくため、次の行為は禁止します。

- ・宗教や習慣の違いで他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- ・喧嘩、口論、泥酔、騒音等で他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
- ・指定した場所・時間以外での喫煙や、火気を扱うこと。（施設内は禁煙です。）
- ・金銭又は物品の頼みごとをすること。
- ・金銭又は物品で賭け事をする事。
- ・施設内の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ・施設内に貴金属、有価証券、現金を持参すること。
- ・刃物・マッチ・ライター等危険な品を無断で持参すること。
- ・営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動その他施設長が指示した事。

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話042-321-3531）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、施設内に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

外部苦情受付窓口

- ・国分寺市 福祉保健部 高齢福祉課
電話042-325-0111
- ・東京都国民健康保険団体連合会

苦情受付窓口

電話03-6238-0177

7. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

国分寺市介護老人保健施設すこやか 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について （令和6年11月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証及び介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者及び親族等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）基本料金

- ① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。

[6時間以上7時間未満]

介護度	1割負担の方(円)	2割負担の方(円)	3割負担の方(円)
要介護1	775	1,549	2,323
要介護2	921	1,841	2,762
要介護3	1,063	2,125	3,188
要介護4	1,232	2,463	3,694
要介護5	1,397	2,794	4,191

※ 上記以外の時間利用になったときには、報酬基準に該当する介護報酬になります。

② 加算等

加算項目		1割負担の方(円)	2割負担の方(円)	3割負担の方(円)
リハビリテーション提供体制加算 1	1回	13	26	39
リハビリテーション提供体制加算 2	1回	18	35	52
リハビリテーション提供体制加算 3	1回	22	44	65
リハビリテーション提供体制加算 4	1回	26	52	78
入浴介助加算 I		44	87	130

入浴介助加算 II		65	130	195
リハビリテーションマネジメント加算イ 同意日の属する月から6月以内	月	607	1,213	1,820
リハビリテーションマネジメント加算イ 同意日の属する月から6月超	月	260	520	780
リハビリテーションマネジメント加算ロ 同意日の属する月から6月以内	月	643	1,285	1,927
リハビリテーションマネジメント加算ロ 同意日の属する月から6月超	月	296	592	887
リハビリテーションマネジメント加算ハ 同意日の属する月から6月以内	月	859	1,718	2,577
リハビリテーションマネジメント加算ハ 同意日の属する月から6月超	月	513	1,025	1,537
リハビリテーションマネジメント加算 事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用 者の同意 を得た場合		293	585	878
短期集中個別リハビリテーション実施加算 退院（所）又は認定日から3月以内	1日	120	239	358
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ） 退院（所）又は認定日から3月以内 1日（週2日を 限度）		260	520	780
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） 退院（所）又は認定日から3月以内	月	2,080	4,159	6,238
生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始日から6月以内	月	1,354	2,708	4,062
若年性認知症利用者受入加算	1日	65	130	195
栄養アセスメント加算	月	55	109	163
栄養改善加算 (月2回限度)		217	434	650
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月1回限度）		22	44	65
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月1回限度）		6	11	17
口腔機能向上加算（Ⅰ）（月2回限度）		163	325	488
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ（月2回限度）		168	336	504
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ（月2回限度）		174	347	520
科学的介護推進体制加算	月	44	87	130
退院時共同指導加算	1回	650	1,300	1,950
移行支援加算		13	26	39
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日	24	48	72
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日	20	39	59

重度療養管理加算	1 日	109	217	325
中重度者ケア体制加算	1 日	22	44	65
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		合計単位数の 1,000 分の 86		
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）		合計単位数の 1,000 分の 83		

・感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定以上減少している場合、基本報酬の 3 % の加算を行います。

（２）介護予防通所リハビリテーションの基本料金

施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は 1 月当たりの介護報酬です。

介 護 度	1 割負担の方(円)	2 割負担の方(円)	3 割負担の方(円)
要支援 1	2,457	4,913	7,369
要支援 2	4,579	9,158	13,737

加算等

加 算 項 目	1 割負担 の方(円)	2 割負担 の方(円)	3 割負担 の方(円)
生活行為向上リハビリテーション実施加算 同意日の属する月から 6 月以内	609	1,218	1,826
若年性認知症利用者受入加算	260	520	780
退院時共同指導加算	650	1,300	1,950
栄養アセスメント加算	55	109	163
栄養改善加算	217	434	650
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6 月 1 回限度）	22	44	65
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6 月 1 回限度）	6	11	17
口腔機能向上加算（Ⅰ）（月 2 回限度）	163	325	488
口腔機能向上加算（Ⅱ）（月 2 回限度）	174	347	520
一体的サービス提供加算	520	1,040	1,560
科学的介護推進体制加算	44	87	130
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援 1	96	191	286
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援 2	191	382	572
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 要支援 1	78	156	234
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 要支援 2	156	312	468
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の 1,000 分の 86		
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	合計単位数の 1,000 分の 83		

・感染症及び災害により、臨時的に利用者数が一定以上減少している場合、基本報酬の 3 % の加算を行います。

(3) その他の料金 (単位: 円)

- ① 食費 昼 食 700円 ・ おやつ 110円

※ 原則として食堂でおとりいただきます。なお、通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

- ② 教養娯楽費 施設のクラブ活動に参加される場合は、活動の種類により 1 回折り紙 30円、書道 150円を負担していただきます。

参加毎にではなく、購入のつど材料費 (150円) を負担していただくクラブ活動もあります。

- ③ おむつ代

紙パンツ		1 枚	125円
テープ付きオムツ		1 枚	150円
紙オムツ	S	1 枚	100円
〃	M	1 枚	110円
〃	L	1 枚	135円
パッド	M	1 枚	60円
	L	1 枚	65円

その他利用者の選定する特別な費用等は、実費をいただきます。

(4) 支払い方法

- 毎月 10 日頃、前月分の請求書を発行しますので、請求書発行日の翌月 1 日までにお支払いください。

お支払いいただきますと、領収書に所定の領収印を押印したものを発行いたします。

- お支払い方法は、原則口座振替といたします。契約時に手続きをお願いします。ただし、やむを得ない事情のある場合はご相談ください。

振込先 多摩信用金庫 西国分寺支店 普通預金 口座番号 0196695

口座名 一般財団法人国分寺市健康福祉サービス協会老健口

<別紙 3 >

個人情報の利用目的

(令和 6 年 11 月 1 日現在)

国分寺市介護老人保健施設すこやか では、利用者の尊厳を守り安全に配慮して、お預かりしている個人情報の利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔当法人内部での利用目的〕

- ・当法人が利用者等に提供する介護・介護予防等のサービス

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション) 利用同意書

国分寺市介護老人保健施設すこやか施設（介護予防）通所リハビリテーションを利用するにあたり、介護老人保健施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<利用者>

住所

氏 名

印

＜利用者の身元引受人＞

住所

氏 名

印

国分寺市介護老人保健施設すこやか
施設長 小池 眞 殿

【本約款第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(利用者との続柄)
・住 所	
・電話番号	

【本約款第 11 条 2 項緊急時及び第 12 条 3 項事故発生時の連絡先】

・氏 名	(利用者との続柄)
・住 所	
・電話番号	